

役員等報酬規程

社会福祉法人 ル・プリ

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ル・プリ（以下、法人という。）の役員及び評議員、年金管理委員会委員、評議員選任・解任委員会委員、法人の顧問の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬総額)

第2条 役員及び評議員選任・解任委員会委員並びに年金管理委員会委員、法人顧問に対する報酬の会計年度ごとの総額は20,000,000円以内とする。
2 評議員に対する報酬の会計年度ごとの総額は定款に定める額とする。

(理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第3条 法人職員を除く役員及び顧問が理事会に出席したときは、当日の報酬及び実費弁償費を別表1により支払う。
2 評議員が評議員会に出席したときは、当日の報酬及び実費弁償費を別表1により支払う。
3 法人職員を除く年金管理委員会委員、評議員選任・解任委員会委員が各委員会に出席したときは、当日の報酬及び実費弁償費を別表1により支払う。
4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の勤務報酬)

第4条 理事（理事長及び業務執行理事、法人職員理事を除く。）及び監事が理事会出席以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設、事業所の運営のための業務を法人本部及び当該事業所において行なった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。
2 評議員が評議員会出席以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設、事業所の運営のための業務を法人本部及び当該事業所において行なった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。
3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、法人及び施設の運営状況及び会計の執行状況に関する監事業務を法人本部及び対象事業所において行なう場合は、別表3により報酬を支払う。

(理事長及び業務執行理事の勤務報酬)

第6条 所定週平均1日以上勤務にあたる理事長及び業務執行理事に対しては、別表4により、月額報酬を払う。

2 報酬の支給日は毎月25日とする。ただし、当日が土曜及び休日に当たるときは前日に繰り上げて支払う。

3 支払い方法は、銀行口座への振込みとする。振込みは当該役員の指定する口座とする。

(顧問の報酬)

第7条 顧問は法人運営及び法人内各事業本部の運営全般にわたり、随時、法人本部事務所及び従たる事務所等において理事長及び業務執行理事等に対し助言を行なうものとし、別表5により報酬を支払う。

2 支払日及び支払方法は前条に準じて行なう。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第9条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の議決及び評議員会の決議を経なければならない。

付 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

この規定は、平成23年6月1日より施行する。

この規定は、平成27年4月1日より施行する。

この規定は、平成29年4月1日より施行する。

役員報酬

別表1（第3条関係：日額）

| 名 称 | 報 酬 |
|------------------------------------|---------|
| 理事会出席報酬 | 20,000円 |
| 評議員会出席報酬 | 20,000円 |
| 年金管理委員会出席報酬 評議員選任・解任委員会 出席報酬 | 20,000円 |

上記報酬額については、源泉徴収後の金額とする。

別表2（第4条関係：日額）

| 名 称 | 報 酬 |
|---------|---------|
| 理事・監事報酬 | 20,000円 |
| 評議員報酬 | 20,000円 |

上記報酬額については、源泉徴収後の金額とする。

別表3（第5条関係：日額）

| 名 称 | 報 酬 |
|--------|---------------|
| 監事業務報酬 | 50,000円（半日単位） |

上記報酬額については、源泉徴収後の金額とする。

別表4（第6条関係：月額）

| 名 称 | 報 酬 |
|------------|----------|
| 理事長業務報酬 | 250,000円 |
| 業務執行理事業務報酬 | 250,000円 |

別表5（第7条関係：月額）

| 名 称 | 報 酬 |
|-------------|----------|
| 顧 問 業 務 報 酬 | 170,000円 |

■別表報酬額の算定

別表 1（第 3 条関係）

理事会・評議員会は事業及び法人運営に係る重要事項の決議・承認といった重責を伴う会議への参加に対する日当報酬です。理事、監事、評議員（以下、役員等という。）が、他の組織機関に勤務・在籍しながら、当会の役員等として重要な理事会・評議員会に出席していただくに当たり、横浜市の各種審議会【土地区画整理審議会（日額 14,000 円）、感染症診査協議会（日額 14,000 円）、財産評価審議会（17,000 円）】を参考として 15,000 円と設定する。

実費弁償分の算定は、会議等の開催時間・場所が必ずしも公共交通機関の利用可能時間や場所とは限らないことから、交通費については、タクシーを利用するための費用も考慮する。また、会議参加の事務経費としては、筆記用具、用箋などのほか、議案に関する調査費用も含める。タクシーのほか電車バス等の公共交通においても当日の経路など役員等の事情もあることから、交通費として 4,000 円（往復）、事務費 1,000 円を計上し、合計 5,000 円として日当と合計し 20,000 円の支給額とします。

なお、支給額については、源泉徴収後の金額とします

別表 2（第 4 条関係）

算定方法

非常勤の理事及び評議員の業務対応のための日額報酬であり、本来の職務執行に伴うものです。理事・評議員が他の組織機関に勤務・在籍しながら、当会の役員等として法人及び施設・事業所の運営に関する重要事項に対する協議・判断等を行なってもらうことになります。報酬額根拠については別表 1 に基づきます。

別表 3（第 5 条関係）

算定方法

弁護士、公認会計士の業務日当相場を参考に算出。2 時間で 30,000 円の相談料や半日 50,000 円の日当などが各事務所ホームページに掲載されており、半日の監事業務あたり 50,000 円を設定。

別表 4（第 6 条関係）

算定方法

毎週 1 日以上定例的に法人及び事業所等の運営の所掌事務に従事する、理事長及び業務執行理事及び毎月 1 日以上法人及び事業所の監査業務にあたる監事について本表を適用しま

す。適用者である理事長、業務執行理事、監事として普段から法人の業務執行に関与し、通常の業務日のほか事業所でのイベントへの参加などのほか、在宅時の電話、電子メールなどを通じての施設長等との連絡調整を通じ、法人活動全体に深く関与し、重い責任を伴う判断をしていることを考慮しています。また、監事についても社会福祉事業に対する適法性を担保できる指導のほか監事自身の専門的職能を踏まえた視点での助言を頂くこととなります。

理事長、業務執行理事の報酬算定については、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園役員報酬額（常勤）を参考として算出。

理事長・業務執行理事

同法人理事長（常勤）報酬（給与～賞与を除く）【9,755千円】・・・A

$A \div 12 \text{ 月} \div 1.06 \text{ (地域調整率)} \approx 767,000 \text{ 円 (本俸の目安<月額>)}$ ・・・B

$B \times 1.16 \text{ (横浜市地域調整率)} \approx 889,700 \text{ (月額)}$ ・・・C

$C \div 20 \text{ 日} \approx 44,400 \text{ 円 (日額)}$

理事長及び業務執行理事については、週1日のほか、法人施設の行事等に参加をお願いすることから、年間出勤は約70日を想定、 $44,400 \text{ 円} \times 70 \text{ 日} = 3,108,000 \text{ 円 (年額)}$ 算定

月額 $3,108,000 \div 12 \approx 259,000 \text{ 円 (千円台以下切捨て)}$

別表5（第7条関係）

算定方法

社会福祉法人運営や社会福祉事業において、施設長経験のほか、法人理事などとして長い経験や深い知見を持ち、法人経営や福祉施設・事業運営に関して適切な助言を法人役員等に対して行なうことができる者に支給する。報酬算定としては、理事長等日額 $\times 0.4 = 17,760 \text{ 円}$ とし、週2～3日程度の業務（2.5日 $\times 4$ 週）を設定する。

$17,760 \times 10 \text{ 日} \approx 177,600 \text{ 円 (千円台以下切捨て)}$